

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』編集委員会規程

Editorial Committee Regulations for *South Asian Affairs*

(目的)

第1条 本規程は、岐阜女子大学南アジア研究センター（以下「本センター」という）が刊行する紀要『南アジア・アフェアーズ』（以下「本誌」という）の編集および刊行に関する業務を遂行するために設置される編集委員会（以下「本委員会」という）の組織および運営について定めるものである。

(所掌事項)

第2条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 本誌の編集方針の策定
- 二 投稿原稿の受理、査読、掲載可否の決定
- 三 査読者の選定および査読過程の管理（査読者には必ず学外の研究者を1名以上含める）
- 四 「倫理内規」、「著作権内規」、「投稿要項」、「査読要項」および「執筆要項」等の制定並びに改定
- 五 本誌の刊行準備、校正、電子公開（J-STAGE登録等）に関する実務的対応
- 六 投稿原稿に関する研究倫理上の懸念の調査および訂正・撤回等の対応（必要に応じて外部有識者を含む調査委員会を設置できる）
- 七 国内外の大学・研究機関との学術交流・投稿に関する覚書（MoU）の締結および運用
- 八 本誌の学術的水準維持および発展に必要な事項
- 九 本誌に関する各種規程・内規・方針・要項を整備し、和文・英文を併せて公開すること

(委員の構成)

第3条 本委員会は、以下の構成とする。

- 一 編集委員長 1名
 - 二 副委員長 1名（委員の中から選任する）
 - 三 編集委員 数名
 - 四 外部委員（学外専門家） 若干名
- 2 委員長および委員は、研究センター長が委嘱する。
- 3 外部委員は、国内外の大学・大学院・研究機関に所属する研究者、または定年退職者を含む学識ある専門研究者の中から研究センター長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。また、書類整備、大学事務局との連絡、議事録の作成・保管等の実務を統括する。副委員長は、必要に応じて岐阜女子大学職員および南アジア研究センターのセンター員、ならびに編集委員会が認めた補助者に業務を依頼し、その補助を受けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、本誌の編集方針を統括し、本委員会を代表する。

- 2 委員長に事故がある場合は、副委員長または委員の中からあらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会は、委員長が招集し、年1回以上の定例会議を行う。

- 2 緊急の案件がある場合は、委員長の判断により随時開催することができる。
- 3 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成により決議する。

(守秘義務および善管義務)

第7条 本委員会の委員は、査読・編集等の過程で知り得た内容を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

- 2 委員は、本誌の編集業務を遂行するにあたり、善良なる管理者の注意義務をもって職務を行う。
- 3 本委員会は、法令または学校法人の定めに基づく正当な要請を受けた場合を除き、第三者に投稿者情報その他の非公開情報を開示しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、本委員会の審議を経て、南アジア研究センター長の承認により行う。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』に関する倫理内規

Internal Code of Ethics for *South Asian Affairs*

(目的)

第1条 本内規は、岐阜女子大学南アジア研究センター（以下「本センター」という）が刊行する紀要『南アジア・アフェアーズ』（以下「本誌」という）において、投稿・査読・編集・出版に関わるすべての関係者が遵守すべき研究倫理および出版倫理の原則を明確にし、本誌の学術的信頼性と社会的責任を担保することを目的とする。

本誌に関わるすべての関係者は、学校法人華陽学園および岐阜女子大学の定める研究倫理関連規程ならびにプライバシーポリシーを遵守しなければならない。

(適用範囲)

第2条 本内規は、次の関係者すべてに適用する。

- 一 本誌に投稿を行うすべての著者
- 二 本誌の査読者（内部・外部を問わない）
- 三 本誌の編集委員会委員および事務局担当者

(著者の倫理)

第3条 著者は、以下の行為を行ってはならない。

- 一 捏造：存在しないデータ・資料・研究結果を作成すること。
- 二 改ざん：データや研究過程を意図的に操作し、結果を歪めること。
- 三 盗用：他者の研究成果・アイデア・表現等を適切な引用なしに流用すること。
- 四 重複投稿・自己盗用：他の学術誌等に既に発表された内容を、実質的な改訂なく投稿すること。
- 五 不適切なオーサiership：研究に実質的な貢献をしていない者を著者として加えること、または貢献した者を除外すること。
- 六 人権・個人情報の侵害：研究対象者のプライバシーや名誉を侵害すること。必要な場合は、対象者または関係機関から承諾を得る責任を負う。
- 七 証拠隠滅・立証妨害：研究不正が疑われた際に、証拠を隠滅し、または調査を妨害すること。
- 八 その他の重大な不正行為：上記以外でも、社会的に重大な不正が認められる行為を行うこと。

(査読者の倫理)

第4条 査読者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 査読過程で知り得た情報を第三者に漏洩せず、査読目的以外に利用してはならない。
- 二 公平・中立の立場で評価を行い、個人的・宗教的・政治的信条に基づく判断を排除しなければならない。
- 三 投稿者との間に利害関係（共著、共同研究、論文指導教員と学生、研究上の対立等）がある場合、速やかに編集委員会に申告し、査読を辞退する。
- 四 査読者は、本センターの本規程および大学・学校法人の研究倫理関連規程を遵守する義務を負う。

(編集委員会委員の倫理)

第5条 編集委員会委員は以下を遵守する。

- 一 投稿原稿に関して知り得た情報を秘密とし、公平かつ透明な編集判断を行うこと。
- 二 査読者の選定に際して、専門性・公正性・非利害関係性を重視し、必ず学外の査読者を1名

以上含めること。

三 研究倫理違反が疑われる場合、編集委員会は必要に応じて外部有識者を交えた調査委員会を設置できる。

四 倫理違反が認定された場合、編集委員会は掲載拒否・掲載取消・所属機関への通知等の適切な措置を講じる。

(倫理違反の対応)

第6条 倫理違反の疑いが生じた場合、編集委員会は速やかに審議を行い、必要に応じて外部有識者を交えた調査委員会を設置できる。

2 調査の結果、倫理違反が認定された場合、編集委員会は次のいずれか、または複数の措置を講じる。

一 投稿の不受理または掲載拒否

二 既刊論文の掲載取消（リトラクション）

三 著者およびその所属機関の長への通知

四 今後の投稿停止等の処分

3 措置の決定は編集委員会が行い、その通知は原則として編集委員会委員長名で著者に対して行う。重大な倫理違反により掲載取消や機関通知を行う場合は、南アジア研究センター長名で最終告知を行うことができる。

(周知と承諾)

第7条 本内規は、本誌の「投稿要項」と併せて和文・英文で公開し、投稿希望者・査読者・編集委員会委員および事務局担当者に周知する。周知は、印刷物または電子媒体を含む方法により配布し、徹底を図る。

2 投稿者は、本誌に原稿を投稿した時点で、本内規に同意したものとみなす。

3 査読者は、査読者就任を承諾した時点で、本内規に同意したものとみなす。

(改正)

第8条 本内規の改正は、編集委員会の審議を経て、南アジア研究センター長の承認により行う。

附 則

この内規は、令和7年12月1日から施行する。

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』に関する著作権内規
Internal Regulations on Copyright and Secondary Use for *South Asian Affairs*

(目的)

第1条 本内規は、岐阜女子大学南アジア研究センター（以下「本センター」という）が刊行する紀要『南アジア・アフェアーズ』（以下「本誌」という）に掲載される論文等の著作権の取扱いおよび二次使用の方針を明確にし、学術的成果の適正な公開と利用を保障することを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 本誌に掲載された論文、研究ノート、書評、翻訳等（以下「論文等」という）の著作権は、著者に帰属する。

2 著者は、投稿・掲載の承諾または投稿原稿提出の時点で、本センターに対し、当該論文等を印刷・電子的媒体等により利用・公開する非独占的な利用権を無償で付与するものとする。

3 本センターは、当該利用権の範囲において、著作権の帰属および利用に関する記録を作成・保管し、知的財産権として適切に管理する。

(本センターの利用権の範囲)

第3条 本センターが有する利用権の範囲は、次のとおりとする。

- 一 本誌の印刷・製本・頒布（印刷用 PDF 等の作成を含む）
- 二 本誌の電子化および公開（大学リポジトリ、J-STAGE、その他の学術情報基盤を含む）
- 三 本誌の保存・アーカイブ化
- 四 第三者からの転載・翻訳等に関する可否判断
- 五 当該論文等を国際的学術流通に資する目的で、電子ジャーナルプラットフォーム「科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）」上で公開すること

(著者による二次利用)

第4条 著者は、自己の研究業績として論文等を再利用することができる。

2 再利用に際しては、必ず本誌に初出である旨を明示しなければならない。

例：

- 和文：本論文は『南アジア・アフェアーズ』第〇巻（20XX年）に掲載されたものです。
- 英文：This article was originally published in *South Asia Affairs*, Vol. 〇 (20XX), Center for South Asian Studies, Gifu Women's University.

3 翻訳、改稿、他誌への再投稿等、内容を変更して二次利用する場合は、事前に本センターへ通知し、その承諾を得なければならない。

4 自己のウェブサイト、所属機関リポジトリ、研究 SNS 等への掲載についても、同様に本センターの承諾を要する。

(第三者著作物の利用)

第5条 投稿原稿に第三者の著作物（図表・写真・翻訳文等）を含む場合、著者はあらかじめ権利者の承諾を得て、その旨を明示する責任を負う。

2 第三者著作物の無断使用、出典不明瞭な引用等が判明した場合、編集委員会は掲載拒否または掲載後の訂正・削除を行うことができる。

(禁止事項)

第6条 著者および本センターは、相互の承諾なく営利目的で当該論文等を利用してはならない。

2 著者および本センターは、本誌の信用を損なう態様で当該論文等を利用してはならない。

(責任の所在)

第7条 学校法人華陽学園、岐阜女子大学、南アジア研究センターおよび編集委員会は、掲載された論文等の内容に関する責任を負わない。これらに関する質問、意見、苦情等への対応は、著作権者である著者が行うものとする。

(関連規程との関係)

第8条 本内規は「編集委員会規程」に基づき制定される。

2 本内規に定めのない事項は、大学および学校法人の知的財産管理規程ならびに関連法規によるものとする。

(改正 / Revision)

第9条 本内規の改正は、編集委員会の審議を経て、南アジア研究センター長の承認により行う。

附 則

この内規は、令和7年12月1日から施行する。

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』に関する投稿要項
Instructions for Authors for *South Asian Affairs*

(趣旨)

第1条 本要項は、岐阜女子大学南アジア研究センター（以下「本センター」という）が刊行する学術紀要『南アジア・アフェアーズ』（以下「本誌」という）への投稿に関する要件、手続、著作権の取扱い等を定めるものである。

(投稿資格)

第2条 本誌への投稿は、南アジアに関する学術的研究または実践的活動の成果を発表する者（研究者・大学院生・実務専門家・市民団体関係者等）とし、国籍および所属機関は問わない。編集委員会の依頼による寄稿も受け付ける。

2 本誌へ投稿を希望する者は、本要項を含む一切の規程・内規・要項を事前に承諾したうえで、原稿を提出し投稿するものとする。将来における異議・紛議を申し立てないことを確約する。

3 共同論文の場合、投稿はすべての共著者が本要項を含む一切の規程・内規・要項を事前に承諾したうえで行われたものとし、代表して投稿する著者はこれを保証しなければならない。

(投稿原稿の種類)

第3条 投稿原稿は以下のいずれかとする。

- 一 研究論文（査読付き）
- 二 研究ノート（査読付き）
- 三 書評・翻訳・資料紹介（編集委員会の判断による）

(言語・文字数)

第4条 原稿は原則として日本語または英語とする。その他の言語による投稿を希望する者は、事前に編集委員会に問い合わせること。

2 本文の分量は、図表・注を含め、日本語原稿は約 24,000 字以内、英語原稿は約 7,000 語以内を目安とする。

3 和文投稿原稿の執筆については、別途「執筆要項」に定める。

(原稿の体裁)

第5条 原稿は Word 形式（A4・横書き）で作成すること。

2 英文投稿原稿は『シカゴ・マニュアル・オブ・スタイル（The Chicago Manual of Style）』に準拠すること。

3 図表・写真等を含む場合は、キャプションを添え、挿入箇所を明示すること。

(査読)

第6条 査読対象原稿（研究論文および研究ノート）は、ダブル・ブラインド方式による査読を受ける。

2 原稿の掲載可否および修正の要否は、査読者の評価と編集委員会の審議により決定する。

3 投稿者は、学術的向上を目的として、匿名化された査読報告書の内容を受領することができる。

(著作権)

第7条 本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。ただし、著者は投稿・掲載の承諾と同時に、岐阜女子大学南アジア研究センターに対し、当該論文等を利用する非独占的な利用権を無償で付与する。

2 著者が翻訳・改稿・他誌への再投稿、または自己のウェブサイト・所属機関リポジトリ・研究 SNS 等で当該論文を公開する場合は、本誌が初出であることを明示し、本センターが定める「著作権内規」に従うものとする。

3 投稿原稿に第三者の著作物（図表・写真・翻訳文等）を含む場合は、著者があらかじめ権利者の承諾を得て、その旨を明示する責任を負う。

（原稿の返却・掲載料）

第 8 条 投稿原稿は原則として返却しない。

2 本誌は掲載料および審査料を徴収しない。ただし、特別号等の場合は別途定める。

（研究倫理・個人情報保護）

第 9 条 投稿者は、岐阜女子大学南アジア研究センターが公開する紀要に関するすべての規程・内規ならびに学校法人華陽学園および岐阜女子大学が定める研究倫理関連規程に同意したものとみなす。

2 投稿原稿に研究倫理上の懸念（剽窃、捏造、二重投稿等）がある場合には、編集委員会において調査・対応を行う。投稿者は、編集委員会の求めに応じて必要な説明や資料を提出する義務を負う。

3 投稿者は、研究対象者の個人情報およびプライバシーの保護に十分配慮し、必要に応じて対象者または関係機関から承諾を得る責任を負う。

（本誌の運営方針）

第 10 条 本誌に掲載された論文等の内容に関する責任は著者に帰属し、学校法人華陽学園、岐阜女子大学、南アジア研究センターおよび編集委員会は、当該内容に関する質問、意見、苦情等に対して責任を負わない。

2 本誌に掲載された論文等は、電子ジャーナルプラットフォーム「科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）」を通じて公開される際、DOI（Digital Object Identifier）が付与され、国際的な学術情報流通に利用される。投稿者は、投稿をもってこれに同意したものとみなす。

3 本誌は、国内外の大学・研究機関との覚書（MoU）に基づき、相互投稿や特集号の共同編集を行うことがある。

（改正）

第 11 条 本要項の改正は、編集委員会の審議を経て、南アジア研究センター長の承認により行う。

附 則

この要項は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』に関する執筆要項
Guidelines for Manuscript Preparation for South Asian Affairs

(原稿区分の明示)

第1条 原稿には、「ジャーナル原稿」と朱書し、論文・研究ノート・書評・資料紹介等の別を明記すること。

(原稿の提出形態)

第2条 原稿は以下の形態で提出すること。

- 一 原稿は Word 形式で作成し、A4 判・横書きとする。
- 二 印刷用 PDF の作成に対応できる体裁を推奨する。
- 三 電子ファイル (Word 形式) はメール添付または記録媒体により提出すること。

(表題および著者情報)

第3条 表題、著者名、所属は別紙に1枚にまとめて記すこと。本文内には氏名や所属を記載してはならない。

2 和文原稿では、表題の下に英文タイトルを添え、著者名および所属を日英両文で明記すること。

(図表・写真)

第4条 図表・写真にはキャプションを添え、本文中の挿入位置を明示すること。

2 画像データは鮮明で、解像度 300dpi 以上を推奨する。

(特殊記号・符号)

第5条 特殊字母・符号を用いる場合は、一覧表を別途添付すること。

(要約およびキーワード)

第6条 日本語原稿には、500 語以内の外国語 (英語) 要約 (レジюме) を付すこと。

2 英語原稿には、500 語以内の英語要約を付すこと。

3 英語執筆者が日本語要約を作成できない場合、編集委員会が作成することがある。

4 日本語原稿には、日本語および英語のキーワードを各 5 語、英語原稿には英語のキーワードを 5 語付すこと。

(章構成・注・参考文献)

第7条 論文および研究ノートには章・節を設け、本文冒頭に目次を示すこと。

2 注は通し番号で本文末尾にまとめること。注番号は該当箇所の上付きで「n)」と記す。

3 文献は稿末に「参考文献」としてまとめ、著者の姓のアルファベット順または言語別に整理する。

(参考文献の記載例)

第8条

1. 単行本

Bloomfield, Leonard. 1933. *Language*. New York: Henry Holt & Co.

2. 学術雑誌論文

前嶋信次. 1966. 「テリアカ考——文化交流史上から見た一薬品の伝播について」『史学』38(4): 1- 39.

Sapir, Edward. 1925. "Sound Pattern in Language." *Language* 1: 37-51.

3. 論文集所収論文

Polanyi, Karl. 1957. "The Economy as Instituted Process." *Trade and Market in the Early Empires* (K. Polanyi, C. W. Arensberg, and H. W. Pearson, eds.), 243-270. Chicago: The Free Press.

(書評・紹介)

第9条 書評・紹介原稿には、対象書籍・論文の書誌情報（著者名、書名、出版地、出版社、発行年、頁数等）を本文冒頭に明記すること。

(校正)

第10条 校正は原則として初校のみ著者校正とする。

2 校正時の修正は、誤植および軽微な字句修正に限る。

(問い合わせ)

第11条 執筆・投稿に関する不明点は、岐阜女子大学南アジア研究センター編集委員会まで問い合わせること。

附 則

この要項は、令和7年12月1日から施行する。

岐阜女子大学南アジア研究センター『南アジア・アフェアーズ』に関する査読要項

Review Regulations for *South Asian Affairs*

(目的)

第1条 は、岐阜女子大学南アジア研究センター（以下「本センター」という）が刊行する学術紀要『南アジア・アフェアーズ』（以下「本誌」という）に投稿された原稿の学術的水準、品格および信頼性を確保するための査読手続ならびに査読者の責務を定めるものである。

(査読対象)

第2条 本誌に投稿された以下の原稿は、査読の対象とする。

- 一 研究論文
- 二 研究ノート
- 三 書評・翻訳・資料紹介（編集委員会の判断による）

(査読方式)

第3条 査読方式は以下による。

- 一 査読はダブル・ブラインド方式により実施する。
- 二 編集委員会は、投稿原稿ごとに2名の査読者を選定する。必要に応じて3名とすることができる。
- 三 査読者は、当該分野における専門的知識を有する研究者の中から選定され、原則として岐阜女子大学および岐阜女子大学南アジア研究センターに属さない研究者を1名以上含める。
- 四 査読期間は原則として1か月以内とする。

(査読の基準)

第4条 査読者は、以下の基準に基づいて査読を行うものとする。

- 一 独創性および学術的貢献
- 二 問題設定および方法論の妥当性
- 三 論理構成と記述の明確性
- 四 先行研究との関連および資料の適切な使用
- 五 全体としての完成度

(査読結果の区分)

第5条 査読結果は、次のいずれかに区分して判定する。

- 一 掲載可
- 二 修正後掲載可（軽微な修正）
- 三 大幅修正後再査読
- 四 掲載不可

(査読報告)

第6条 査読者は、所定の様式に従い、原則1か月以内に査読報告書を編集委員会委員長に提出する。

2 査読報告書には、査読結果およびその理由、必要に応じて具体的な改善点を記載する。

(最終決定)

第7条 原稿の掲載可否は、査読結果を踏まえ、編集委員会が最終的に決定する。

2 査読者の意見が分かれ、査読報告書に「決定不能」と明記された場合は、第三の査読者による再査読または編集委員会の判断によって決する。

(著者への通知と修正)

第8条 査読結果は、編集委員会委員長が著者に通知する。

2 修正を求められた著者は、指定された期限（原則1か月以内）に修正原稿および修正報告書を提出しなければならない。

（査読者の倫理および責務）

第9条 査読過程で知り得た情報を第三者に漏洩せず、査読目的以外に利用してはならない。

2 公平・中立の立場から評価を行い、個人的、宗教的、政治的信条に基づく判断を排除しなければならない。

3 投稿者との間に利害関係（共著、共同研究、論文指導教員と学生、研究上の対立等）がある場合、速やかに編集委員会に申告し、査読を辞退する。

4 査読者は、本センターの「倫理内規」および学校法人華陽学園・岐阜女子大学の研究倫理関連規程を遵守する義務を負う。

（研究倫理違反の通報と対応）

第10条 査読者は、投稿原稿に重大な研究倫理違反（剽窃、自己盗用、データ改ざん等）が疑われる場合、その旨を具体的に記載して編集委員会に報告する。

2 編集委員会は報告を受け、必要に応じて外部有識者を交えた調査委員会を設置できる。

3 調査の結果、倫理違反が認定された場合、編集委員会は「倫理内規」に基づき、掲載拒否・リトラクション・所属機関への通知等の措置を講じることがある。

（査読謝金）

第11条 査読謝金については、岐阜女子大学の方針に従い、別に定める。

2 ただし、南アジア研究センターのセンター員には謝金を支給しない。

（改正）

第12条 本要項の改正は、編集委員会の審議を経て、南アジア研究センター長の承認により行う。

附 則

この要項は、令和7年12月1日から施行する。